

# 経営所得安定対策だより (収入減少補てん通信)

平成23年5月25日  
第10号  
福島農政事務所



東日本大震災により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
さて、経営所得安定対策だより第10号では、収入減少補てん対策の手續  
に関する情報を中心にお届けしていきます。

## <目次>

- |   |   |
|---|---|
| 1. 今後の水田経営所得安定対策について .....              | 1 |
| 2. 22年産収入減少補てんの交付申請について .....           | 2 |
| 3. 23年産収入減少補てんの加入申請・積立申出(8月1日〆切)について... | 3 |
| 4. 米の直販分に係る伝票等の提出省略について(交付申請時) .....    | 4 |
| 5. 23年産収入減少補てんの積立額の10%コースへの変更方法について...  | 4 |

## 1. 今後の水田経営所得安定対策について

前号でもお伝えしたとおり、平成23年度の水田経営所得安定対策については、従前の生産条件不利補正対策(旧ゲタ対策)が戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」に移行しました。

一方、収入減少補てん対策(ナラシ対策)は、制度の基本的な枠組みを維持しつつ、存続することとなります。

今後の手續関係のスケジュールは以下のとおりです。

【平成22年産収入減少補てん 交付申請期限】

平成23年産収入減少補てん対策に、

➡ 加入する方は、平成23年6月30日(木)まで

➡ 加入しない方は、平成23年8月31日(水)まで

【平成23年産収入減少補てん 加入申請・積立申出期限】

平成23年8月1日(月)まで

【平成23年産収入減少補てん 積立金の納付期限】

平成23年8月31日(水)までに所定の口座へ振込納付

※1. 交付申請期限については、東日本大震災に伴い4月30日の期限を上記の期限までに延長しているところですが、提出書類が整っている方におかれましては、早めに提出していただくようお願いします。

※2. 東日本大震災の被災により営農を継続できないなどの理由から、23年産収入減少補てん対策に加入されない方は、積立金を全額返納いたしますので、22年産収入減少補てんの交付申請の際に、積立金返納申出書も併せて提出していただくようお願いします。



## 2. 22年産収入減少補てんの交付申請について

### ① 申請期間

23年産収入減少補てん対策に、  
加入する方は、6月30日（木）まで  
加入しない方は、8月31日（水）まで

受付窓口は、福島農政事務所の各地域課（4ページ）です。

なお、JA等に**申請事務を委託された方**は、委託先JA等を通じた手続となりますので、国の窓口  
に**直接お出でいただく必要はありません。**

### ② 補てんの対象



☑ 補てんの対象は、**麦・大豆で成積払の交付申請を行った場合は、その数量が対象となり、米穀につ**  
**いては、生産数量目標（補正があった場合は補正後）の範囲内で、農産物検査3等以上（23年3月**  
**31日までに受検したものに限り）であって、23年3月31日までに、**

- ア JAや集荷業者に出荷したもの
- イ 消費者等に直接販売したもの
- ウ JA・集荷業者以外に委託して販売したもの

} → 3月31日までに販売契約した  
ものであれば、4月1日以降に  
引き渡すものも対象となります。

☑ **加工用・種子用など主食用以外に出荷・販売したものは対象外です。**

☑ **生産調整実施者でないことが確認された場合、米についての補てんは受けられません。**

### ③ 提出書類

生産数量目標が確認できる書類、米穀品位等検査の結果が確認できる書類、出荷・販売等した米の  
数量が確認できる書類を交付申請書に添えて、受付窓口へ提出して下さい。

特に、米の販売で販売先の数が多い加入者の方においては、4ページの「4. 米の直販分に係る伝  
票等の提出省略について（交付申請時）」を参照ください（提出書類などに関して、ご不明な点につ  
いては、福島農政事務所の各地域課（4ページ）へお問い合わせください）。

### ④ 補てん額

☑ 「22年産収入額」が「標準的収入額」を下回った場合に、加入者ごとの積立額や対象品目の生産  
状況に応じ、その差額の9割までを補てんします。

**22年産米**については、米のモデル事業の変動部分と水田経営所得安定対策の「収入減少補てん」  
の内容が重複しないよう、**米のモデル事業の変動部分を控除した額**でお支払いすることとなります。

☑ 補てん額の算定基礎となる10アール当たりの収入額等が5月6日に告示されました。  
各品目単作の場合の補てん額（福島県）は、次のとおりです。

10a当たり補てん額（試算）	米穀	小麦	六条大麦	大豆
	1,621円	0円	1,036円	293円

- ※
1. 米穀は、米のモデル事業の変動部分（15,100円）を控除した額です。
  2. 収入減少補てんは、生産実績数量を福島県の実単収で換算した面積（数量ベース）に基づき算定し、  
米のモデル事業（変動部分）は、作付面積（面積ベース）に基づき算定するため、**実際の補てん額は、  
上記金額を作付面積に掛けた額にはなりません**（生産実績数量が少ない場合は、米のモデル事業（変  
動部分）の控除により、収入減少補てんがない場合もあります）。
  3. 10a当たり22年度収穫量（実単収）が標準的な収穫量（標準単収）の9割を下回った場合には、  
農災制度の補てんと重複することがないように、補てん額から共済金相当額が控除されます。
  4. **各品目合算での交付になることから、詳しくは送付される計算書等を参照願います。**

### 3. 23年産収入減少補てんの加入申請・積立申出（8月1日〆切）について

23年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の加入・積立申出の手続きについては、手続きの簡素化の観点から、戸別所得補償制度と一体的に行うこととし、様式を変更しました。畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の受領を希望される方は、「**農業者戸別所得補償交付金交付申請書（様式第1号）**」と併せて、「**加入実績確認書兼積立申出書（様式第6号）**」を提出していただくようお願いします。

なお、「加入実績確認書兼積立申出書」の記入の際の留意点は以下のとおりです。

- ※ 1. 23年産収入減少補てんの受領口座は、戸別所得補償制度と同じ受領口座となります。
- 2. コース選択の際には、4ページの「5. 23年産収入減少補てんの積立額の10%コースへの変更方法について」を参照ください。

#### 加入実績確認書 兼積立申出書（様式第6号）

様式第6号  
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年産について、下記のとおりであることを申し出ます。  
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

申出年月日 平成 23 年 6 月 30 日

フリガナ フクシマ タロウ

氏名又は法人・組織名 **福島 太郎**

フリガナ

代表者氏名（法人・組織のみ）

〈担当書記入欄〉

「水田・畑作経営所得安定対策加入者管理コード」 交付申請者管理コード 地球協賛会等管理コード

A 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 7 2 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

平成22年産の加入状況

経営形態

認定農業者（個人）  認定農業者（法人）  特定農業団体  特定農業団体以外の集落営農組織

田と畑の合計 経営面積 45,000 m<sup>2</sup>

特別・特認の適用

地球の農地が少ない場合の特例（物理的制約に応じた特例）  
 地球の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例（生産調整組織に関する特例）  
 基本構想の目標農産所得の2分の1以上の農産所得を確保している場合の特例（所得に応じた特例）  
 市町村特認を受けている  
 特別・特認は適用していない。

本年以降 平成23年産について、上記について  変更ない  変更ある（変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください）

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている  
 農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が  実行できている  実行できていない

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

加入する  加入しない（加入する場合は、以下に記入してください）

23年産収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）について、積立金の積立を行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀		15,000 m <sup>2</sup>
大豆		12,000 m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

積立金の積立コースを記載してください。  
（該当するものにし印を記入）  
なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定  
 20%の減収に対応した積立金を納付予定

（注）  
2 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。  
3 戸別所得補償制度における実働調整で交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補てん額から控除します。

畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の受領を希望する方は必ず提出してください。

法人→代表者印  
個人等→認印

氏名・加入実績データ等を予め印字したものを配布しますので、変更があれば訂正の上訂正印を押印してください。

対象者要件の確認

該当するものにチェックしてください。

収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出  
（赤い枠内は訂正が認められないため、間違った場合は、新たに記載願います。）

「加入する」にチェックした方は、10%コースか20%コースを選択し、生産予定面積を記入してください。

## 4. 米の直販分に係る伝票等の提出省略について（交付申請時）

米の直販で販売先の数が多い加入者の方で、以下の条件を満たす場合には、米の直販分の伝票等の提出が省略できますので、下記の福島農政事務所の各地域課にお気軽にご相談ください。

- ① 22年度の米のモデル事業に加入していること
- ② 米の直販分の数量証明に必要な伝票等の枚数が著しく多いこと（概ね10枚程度）

この場合、通常の交付申請書、生産数量目標が分かる書類、品位等検査結果を確認できる書類に加え、「直接販売した米穀の数量報告書」に「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」の添付が必要になります。

### 証明書類の添付省略に関する申出書(担一参考様式10)

担一参考様式第10号

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿

住所  
氏名 (法人等にあつては、  
名称及び代表者の氏名) 印

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。  
なお、添付を省略するにあつては、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

1. 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、農政事務所職員が検査を実施する場合には速やかに提示いたします。
2. 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが見えられ、再計算の結果、交付金が過大となつた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
3. また、交付金が過小であつた場合にあつては、追加交付は行われまいことについて承し、異議を申し立てません。

## 5. 23年産収入減少補てんの積立額の10%コースへの変更方法について

22年産と同様、23年産収入減少補てんにおいても、米の補てん額から戸別所得補償制度の「米価変動補てん交付金」の金額が控除されます。このため、20%の減収に備えた積立をやめて、10%コースへの変更を希望される加入者の方もいらっしゃるかと思います。その場合、加入者ご自身の判断で、コースの変更をすることは可能です。

ただし、繰越積立残額が相当額ある加入者の場合、自動的に20%コースになる方式になっていますので、**今回10%コースへの変更を希望される方**については、22年産収入減少補てんの交付申請の機会等を活用して積立金返納申出書を提出して、**積立金の全額の返納を受けた後に、あらためて10%分の積立金を納付していただく必要**があります。

### 積立金返納申出書(担一参考様式12)

担一参考様式第12号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿  
地方農政事務所長 印  
北相馬農政事務所長 印  
南相馬農政事務所長 印

住所  
氏名 (法人等にあつては、  
名称及び代表者の氏名) 印

所属加入者管理コード

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における  
現在積み立てている積立金の全額について、その返納を申し出ます。  
交付決定後の積立金残額

※ 該当する方に○をつけてください。  
※ 「交付決定後の積立金残額」を選択する場合は、交付申請書と同時に提出してください。

### ○福島農政事務所の受付・相談窓口

	出先機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
受付・相談窓口	福島農政事務所農政推進課	960-8107	福島市浜田町1-9	024-534-4145	024-534-5253
	地域第一課	965-0057	会津若松市町北町大字藤室字達摩183	0242-22-7381	0242-22-7385
	地域第二課	963-8013	郡山市神明町4-22(1楹)	024-927-4411	024-927-4481
	地域第三課	970-8026	いわき市平字堂根町4-11いわき地方合同庁舎	0246-23-8511	0246-23-8512
	地域第四課	961-0074	白河市郭内1-136(白河小峰城合同庁舎内)	0248-22-1241	0248-22-1243
相談窓口	会津若松統計・情報センター	965-0873	会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	0242-28-2700	0242-28-5525
	郡山統計・情報センター	963-8013	郡山市神明町4-22(2楹)	024-922-1614	024-934-5419
	いわき統計・情報センター	971-8131	いわき市常磐上矢田町田端25	0246-29-2050	0246-28-1611
	南相馬統計・情報センター	975-0039	南相馬市原町区青葉町2-62-2	0244-24-1151	0244-24-1082